

「特別養護老人ホーム鶴亀荘」重要事項説明書
～短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)～

当事業所は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護(青森県指定 第0272700337号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービス提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 非常災害対策
6. 緊急時及び事故発生時の対応について
7. 苦情の受付について
8. 情報提供に関する同意について

1. 事業所経営法人

- (1)法人名 社会福祉法人 恵心会
- (2)法人所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田 60-1
- (3)電話番号 0179-23-4111
- (4)代表者名 理事長 武士沢 勝義
- (5)設立年月日 平成 5 年 4 月 9 日

2. ご利用施設

- (1)事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 4 月 1 日指定
青森県第 0272700337 号

※当事業所は特別養護老人ホーム鶴亀荘に併設されています。

(2)事業所の目的 高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能回復訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように支援することを目的とします。

(3)事業所の名称 特別養護老人ホーム鶴亀荘

(4)事業所の所在地 青森県三戸郡三戸町大字斗内字和田 60-1

(5)電話番号 0179-23-4111

(6)事業所長(管理者)氏名 原 佳毅

(7)当施設の運営方針 高齢者と共に和をもって、人間として生きる人生の意義と人権尊重を大切に
した生活の場とする。

施設は利用者が自立した生活を維持できるよう利用者の生活に総合的に関わり、利用者個々の生活障害に応じて援助し、かつ利用者個々の意思を尊重した暖かでゆったりした生活ができるように環境を整える。

利用者、時代のニーズを把握し、地域に密着した福祉を目指す。

(8)開設(サービス開始)年月日

平成 6 年 4 月 1 日

(9)事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【通所介護事業】 平成 12 年 4 月 1 日指定 青森県第 0272700329 号

【居宅介護支援事業】 平成 12 年 4 月 1 日指定 青森県第 0272700022 号

(10)通常の事業の実施地域 三戸町、田子町、南部町、二戸市

(11)営業日及び営業時間

	短期入所生活介護
営業日	年中無休
受付時間	9:00～18:00
サービス提供時間帯	—

(12)利用定員

短期入所生活介護 10 人

(13)居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。
利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1 人部屋)	6 室	
2 人部屋	2 室	
合 計	8 室	
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	
浴室	2 室	リフト浴・特殊浴槽・チェアバス
医務室	1 室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

ません。

☆居室の変更:ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆トイレの場所:トイレは施設の四隅に設けてあります。また、心身の状況により居室にポータブルトイレを置く場合があります。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置状況については、指定基準を順守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1(1) 名	1 名
2. 介護職員	23(1) 名	17 名
3. 生活相談員	1(1) 名	1 名
4. 看護職員	4.8(1) 名	2 名
5. 介護支援専門員	1(1) 名	1 名
6. 機能訓練指導員	1(1) 名	1 名
7. 医師	(2) 名	必要数
8. 管理栄養士	1(1) 名	1 名

※常勤換算:職員それぞれの週当たりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定時間数で除した数です。

また、括弧書きは他職員との兼務で再掲になり、短期入所生活介護については特別養護老人ホーム鶴亀荘との兼務になります。なお、事業所長は全てに兼務になり、医師は各医院の医師が嘱託医となっております。

＜主な職員の勤務体制＞

職種	短期入所生活介護
1. 医師	毎週木曜日 16:00～17:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中: 9:00～18:00 7 名 夜間: 18:00～ 9:00 2 名
3. 看護職員	9:00～18:00 1 名

☆土日は上記と異なることがあります。

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○短期入所生活介護サービス

また、サービスについて、

- | |
|--------------------------|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常 9 割)が介護保険から給付されます。

<サービスの概要(短期入所生活介護)>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・ご契約者の排泄の介助、おむつ交換を行います。

③健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1 日当たり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)また下記の料金は 1 割負担の金額ですが、保険者の認定によっては 2 割又は 3 割負担になる場合があります。

○短期入所生活介護

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
2. サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	220 円				
3. 夜勤職員配置加算	130 円				
4. うち、介護保険から給付される金額	5,742 円	6,363 円	7,020 円	7,650 円	8,271 円
5. サービス利用に係る自己負担額(1+2+3-4)	638 円	707 円	780 円	850 円	919 円

☆送迎加算 心身の状況及び家族の事情等により、居宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき 184 円をお支払いいただきます。

☆療養食加算 国が定める療養食を医師の食事箋に基づき提供する場合は 1 日 23 円をお支払いいただきます。

☆若年性認知症入所者受入加算 認知症の 2 号被保険者については、1 日 120 円をお支払いいただきます。

☆認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症生活自立度Ⅲ以上で認知症行動・心理症状があり、在宅生活が困難であると医師が判断した場合は、入所日から 7 日間を限度として 1 日 200 円をお支払いいただきます。

☆介護職員処遇改善加算Ⅲ 上記利用料金表の 5 の自己負担額にご契約者に応じた上記加算を加えた月額 11.3%をお支払いいただきます。

○介護予防短期入所生活介護

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円
2. サービス提供体制強化加算 I	220 円	
3. うち、介護保険から給付される金額	4,257 円	5,247 円
4. サービス利用に係る自己負担額(1+2-3)	473 円	583 円

☆送迎加算、療養食加算、若年性認知症入所者受入加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算及び介護職員処遇改善加算Ⅲについては短期入所生活介護と同じ費用です。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額が変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をいただきます。

1 枚につき 10 円

<サービスの概要と利用料金>

①食事

当施設では、栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食:7:30~8:30 昼食:12:00~13:00 夕食:17:00~18:00

利用料金:1,600 円(1 日当たり)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金:要した費用の実費

②居住費

当施設では、電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用をご負担いただきます。

利用料金:915 円(1 日当たり)

③理髪・美容

[理髪サービス]

偶数月の第3月曜日に理容師の出張による理髪サービス(調髪)をご利用いただけます。

利用料金:1回当たり2,000円

[美容サービス]

奇数月の第3月曜日に美容師の出張による美容サービス(調髪、パーマ)をご利用いただけます。

利用料金:1回当たり2,000円(パーマご利用の場合は別途4,000円)

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:原則として無料ですが、交通費や材料代等の実費をお支払いいただくこともあります。

⑤受診

サービス提供地域内の定期受診は送迎対応しますが、付添は原則ご家族等にお願いします。また、必ずしも日時等のご希望に添えない事があります。(急変時等の受診はこの限りではありません。)

利用料金:無料

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

青森みちのく銀行 三戸支店 普通預金 327297

社会福祉法人 恵心会
特別養護老人ホーム鶴亀荘
施設長 原佳毅

青森みちのく銀行 三戸南部支店 普通預金 1400614

社会福祉法人 恵心会
特別養護老人ホーム鶴亀荘
施設長 原佳毅

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:青森みちのく銀行、郵便局、JA八戸

(4)利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の自己負担相当額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5. 非常災害対策

(1) 計画の策定

当施設は、消防法施行規則第 3 条に定める消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定します。

(2) 訓練

消防訓練及び避難・救出訓練は年 3 回実施します。

6. 緊急時及び事故発生時の対応について

看護師が適切な処置及び対応をしたうえで、あらかじめ確認させていただいた緊急時の連絡先と主治医に状況を連絡し、主治医の医療機関又は協力医療機関に受診します。

また、施設内外における怪我等の賠償・傷害事故の補償のため、社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」に加入しています。傷害事故による保険請求は、事故にあった本人または家族からの請求で本人に支払われます。(手続きについては、原則本人の手続きとなりますが、施設職員も援助します。)

私物等の貴重品紛失事故防止のため、居室での管理は行っておりません。貴重品はあらかじめご相談下さい。なお、携帯電話の持ち込みは施設内の電波受信状態が悪い事や他入所者への迷惑となるため、原則禁止とさせていただきます。

7. 苦情について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

【生活相談員】 五十嵐 健三

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

また、苦情受付ボックスを正面玄関に設置し、第三者委員を下記の通り設置しております。

○第三者委員(毎月 1 回施設を訪問し相談を受けます。日時は施設内に掲示しています。)

【八戸地域ふくしオンブズマン委員】 2 名[戸田 千香子・馬渡 マサエ]

○相談窓口 事務局 090-4226-4693

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

三戸町住民福祉課介護保険室	所在地 〒039-0198 三戸町大字在府小路町 43 電話番号・FAX 0179-20-1111・0179-20-1105
青森県国民健康保険団体連合会	所在地 〒030-0801 青森市新町二丁目 4 番 1 号 電話番号・FAX 017-723-1336・017-723-1088
青森県社会福祉協議会 (青森県運営適正委員会)	所在地 〒030-0822 青森市中央 3-20-30 電話番号・FAX 017-731-3039・017-731-3098

8. 情報提供に関する同意について

当施設では、ご契約者及びご家族の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護の下、あらかじめご契約者本人及びご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。但し、次の事項については同意していただきます。

○ご契約者に介護保険及び医療サービスの円滑な援助を行うために関係・医療機関等への個人情報を提供できるものとします。

○学会等への事例発表等において、ご契約者及びご家族の個人情報を使用させていただくことがあります。但し、住所・氏名等の個人が特定できる情報は控えさせていただきます。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム鶴亀荘
説明者職名 生活相談員 氏名 五十嵐 健三
説明者職名 介護支援専門員 氏名 西館 進

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 ⑩ 代筆者氏名 ⑩ 続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。